

答 申 書
(答申第62号)
平成19年10月24日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対し、産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）（以下「本件文書」という。）については、実施機関が取得していないことを理由として、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る12件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、重油地下タンクの清掃及び点検業務（以下「本件業務」という。）における廃油の処理に関する本件文書に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、次のとおり主張する。

本件業務における廃油については、清掃及び点検業務に伴って生じた産業廃棄物であることから、本件業務を実施した業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第3条第1項の規定に基づき、排出事業者として自らの責任において処理している。

排出事業者が産業廃棄物の運搬を委託する場合は、廃棄物処理法第12条第4項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第1項第3号の規定により、排出事業者は収集運搬業者に産業廃棄物収集運搬業許可証の提示を求め内容を確認し、本件文書を添付した契約書を取り交わすこととなっている。

産業廃棄物の処理は排出事業者が行うことから、実施機関は本件文書を取得していないものである。

イ 実施機関は、排出事業者の解釈について疑問が生じたことから、当審査会で審議中に、自ら調査し、次のように補足説明を行った。

実施機関においては、本件業務における廃油については、本件業務を実施した業者が、排出事業者として自らの責任において処理するものと理解し、本件業務を実施してきたところである。

廃棄物処理法においては、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されているところであるが、排出事業者について定義した条文はなく、解釈に疑問が生じたことから、平成19年度に本件業務を実施するに当たり、改めて廃棄物処理法等の関係法令等につ

いて調べるとともに、実施機関を所轄する札幌市に照会を行ったものである。

札幌市に照会した結果、平成19年8月31日付け札幌事第2231号「廃棄物処理法に関する排出事業者について（回答）」により、本件業務により生じた産業廃棄物の排出事業者は、実施機関であるとの指導を受けたことから、実施機関は、平成19年度における本件業務の実施について、排出事業者として廃棄物処理法に基づいた適切な処理を行っていくこととしている。

ウ 当審査会としては、本件業務における廃油の処理に当たって、その運搬を委託する場合、実施機関が自ら認めているように、実施機関が、排出事業者として、産業廃棄物の収集運搬業者と本件文書を添付した契約書を取り交わすべきであったと認められる。

しかしながら、本件業務における廃油については、本件業務を実施した業者が、排出事業者として自らの責任において処理するものと理解していたことから、本件文書を取得していないとの実施機関の説明については、事務処理上の妥当性はともかくとして、不自然とまでは言えないものである。

したがって、実施機関の説明は、これを是認せざるを得ないものと認められ、実施機関が、本件文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(5) 本件処分に対する意見について

本件文書は、(3)のウで述べたとおり、実施機関において取得し、保存すべきものであったことから、今後は、このようなことがないように、なお一層の適切な事務処理を望むものである。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年5月31日	<ul style="list-style-type: none">○ 諮問書の受理（諮問番号60）○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成19年6月5日	<ul style="list-style-type: none">○ 新規諮問事案の報告○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成19年7月13日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取○ 異議申立人の意見陳述○ 審議
平成19年8月20日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成19年9月10日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成19年10月19日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 実施機関から補足説明の提出○ 審議
平成19年10月23日 （第24回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 答申案審議
平成19年10月24日	<ul style="list-style-type: none">○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第162条の2第6号により随意契約として、消防法（昭和23年法律第186号）第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成18年10月3日に実施した、重油地下タンクの清掃及び点検の際に徴取した廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく北海道知事が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」（複写）
- ② 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成18年10月3日に実施した、重油地下タンクの清掃及び点検の際に徴取した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく札幌市長が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」（複写）
- ③ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成17年9月16日に実施した、重油地下タンクの清掃及び点検の際に徴取した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく北海道知事が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」（複写）
- ④ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成18年9月16日に実施した、重油地下タンクの清掃及び点検の際に徴取した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく札幌市長が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」（複写）
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成16年9月15日に実施した、重油地下タンクの清掃及び点検の際に徴取した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく北海道知事が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」（複写）
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成16年9月15日に実施した、重油地下タンクの清掃及び点検の際に徴取した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく札幌市長が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」（複写）
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成15年9月10日に実施した、重油地下タンクの清掃及び点検の際に徴取した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく北海道知事が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」（複写）
- ⑧ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成15年9月10日に実施した、重油地下タンクの清掃及び点検の際に徴取した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく札幌市長が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」（複写）
- ⑨ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成14年9月3日に実施した、重油地下

タンクの清掃及び点検の際に徴取した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく北海道知事が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」(複写)

- ⑩ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成14年9月3日に実施した、重油地下タンクの清掃及び点検の際に徴取した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく札幌市長が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」(複写)
- ⑪ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成13年9月14日に実施した、重油地下タンクの清掃及び点検の際に徴取した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく札幌市長が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」(複写)
- ⑫ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成13年9月14日に実施した、重油地下タンクの清掃及び点検の際に徴取した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく札幌市長が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」(複写)